

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2692号)

令和3年9月28日

横 情 審 答 申 第 2692 号
令 和 3 年 9 月 28 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

平成30年12月6日教人児第1534号による次の諮問について、別紙のとおり答申し
ます。

「平成29年度第6回横浜市いじめ問題専門委員会資料」、「平成29年度第
11回横浜市いじめ問題専門委員会資料」及び「平成30年度第1回横浜市いじ
め問題専門委員会資料」の個人情報一部開示決定に対する審査請求について
の諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「平成29年度第6回横浜市いじめ問題専門委員会資料」、「平成29年度第11回横浜市いじめ問題専門委員会資料」及び「平成30年度第1回横浜市いじめ問題専門委員会資料」の保有個人情報の一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「特定中学校のいじめの重大事態調査に関する全ての資料」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成30年8月7日付で行った「平成29年度第6回横浜市いじめ問題専門委員会資料」、「平成29年度第11回横浜市いじめ問題専門委員会資料」及び「平成30年度第1回横浜市いじめ問題専門委員会資料」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

本件保有個人情報のうち、委員の氏名並びに委員及び実施機関職員の発言内容を開示することは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に基づき、同項で規定する重大事態（以下「いじめ重大事態」という。）に関する事項を審議する横浜市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）の会議内容を開示することになり、第三者的な立場での客観的かつ中立公正な判断が必要とされる専門委員会の適正な運営に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

専門委員会は、いじめ重大事態に係る調査及び再発防止に資する対応策の審議等を行っており、このような審議が、複数の委員の合議により公正になされるためには、自由かつ率直な意見の交換が必要不可欠である。

このような性格を持つ専門委員会の議論の内容が分かる書類が開示されると、専門

委員会の審議の過程における議論の変遷や個々の委員の意見、見解が公になる場合がある。

その結果、専門委員会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、ひいては、自由かつ率直な討議によって中立・公正な判断を行うという専門委員会の事務に支障を及ぼすおそれがある。

また、このような専門委員会の審議は反復して行われているので、対象案件の調査が終了した後であっても、審議過程が明らかとなることは、専門委員会の他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 一部開示となった資料のうち、専門委員会関連平成29年度第6回、第11回、平成30年度第1回横浜市いじめ問題専門委員会資料黒塗り部分への不服及び開示要求
- (2) 決定通知書7理由(2)に対し、被害生徒本人が開示請求をしているにも関わらず本人から批判や非難を恐れて非開示にするのはおかしい。被害者には、委員会がどのような議論をしたのか知る権利があり、また非開示部分に失言や被害生徒を乏しめる発言がある可能性もあり議論全てを非開示にするのは到底納得行かない為

5 審査会の判断

- (1) 法第28条第1項に基づくいじめ重大事態の調査に係る事務について

法第28条第1項は、いじめ重大事態の調査について、いじめ重大事態が認められた場合、いじめ重大事態に「対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」と規定している。

横浜市では、学校の下に設けられた組織における調査（以下「学校主体調査」という。）を行う場合は、各学校に設置されている学校いじめ防止対策委員会の委員に、弁護士、心理士等の専門的知識を有する第三者及び教育委員会事務局職員を加えた組織（以下「学校主体調査組織」という。）で調査を行い、調査結果をいじめ重大事態調査報告書（以下「調査報告書」という。）にまとめて、実施機関に報告する。

学校主体調査組織により調査報告書の案がまとまった段階で、実施機関は調査報告書の案について専門委員会に審議を依頼し、専門委員会からの意見具申を踏まえ、調査報告書がまとめられる。

専門委員会は、法第14条第3項及び横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成26年2月横浜市条例第7号）第10条の規定に基づき設置された実施機関の附属機関であり、同条例第11条では、その所掌事務について「教育委員会の諮問に応じて、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。」と規定している。

また、横浜市いじめ問題専門委員会運営要綱（平成26年3月25日制定）では、専門委員会は、学校主体調査に対し、専門委員会の委員を派遣し、助言・支援をすることができる旨規定しており、月1回開催される専門委員会において、学校主体調査の状況の報告が行われ、必要に応じて助言等がなされている。

教育委員会事務局指導部人権教育・児童生徒課（平成29年度まで。平成30年度以降は教育委員会事務局人権健康教育部人権教育・児童生徒課）は、専門委員会の事務局業務を所管しており、専門委員会の会議録及び配付資料については同課が作成し、保有している。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が被害者となった特定中学校のいじめ重大事態（以下「本件いじめ重大事態」という。）についての専門委員会の審議に係る資料であって、平成29年度第6回会議、平成29年度第11回会議及び平成30年度第1回会議の会議録、次第、配付資料のうち本件いじめ重大事態に係る部分である。会議録は、会議の名称、日時、場所、出席者、欠席者、開催形態、議題、議事及び決定事項、議事の各欄で構成されている。

実施機関は、本件保有個人情報のうち、各会議録の議事欄に記録された委員の氏名並びに委員及び実施機関職員の発言の一部（以下「本件非開示部分」という。）を条例第22条第7号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、本件非開示部分は本号に該当すると主張している。そのため、当審査会で令和3年1月25日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

- (ア) いじめ重大事態の調査は、いじめの被害者、加害者、学校等という立場の異なる多くの関係者から、それぞれ事情を聴き取り、学校等から資料を収集した上で、最終的に調査報告書をまとめるものである。その調査結果について、関係者は、自己の主張がどこまで認められたのか大きな関心を持っている。また、自己の主張が認められない場合には、調査結果に不満や不信感を抱きやすいのが実情である。
- (イ) 調査結果は、法的な権利義務関係を明らかにするものではないが、①法に規定するいじめの有無、②学校や教育委員会の対応の課題、③再発防止策について、法律、心理、教育、医療などの専門家による合議によって判断されるものである。調査報告書は、調査過程で得られた各種資料を踏まえ、総合的な判断のもとで合議体として一定の結論を示すものである。
- (ウ) いじめ重大事態の調査の対象となる被害者、加害者等は、心身が未だ発達途上の児童生徒であり、調査後も学校の内外で一定の関係性を持ちながら継続して生活していくこととなる。そのため、調査報告書をまとめるに当たっては、児童生徒が健全に成長していけるように児童生徒への影響や将来にも配慮した総合的な判断がなされており、調査報告書に最終的に何についてどこまで記載をするのか専門家として一言一句に細心の注意を払っている。
- (エ) 本件いじめ重大事態の調査は、学校主体調査により行われた。学校主体調査により調査が行われる場合、専門委員会においては、学校主体調査の進捗状況について情報を共有し、助言を行っている。

専門委員会は、学校主体調査組織の作成した調査報告書の案について、実施機関からの依頼を受けて審議し、意見具申している。この意見具申を踏まえて、学校主体調査組織において最終的な調査報告書がまとめられており、専門委員会からの意見は調査報告書の内容に大きく影響するものである。

また、調査結果の公表に当たっては、「いじめ重大事態に関する調査結果についての公表ガイドライン」（横浜市教育委員会平成29年12月15日策定）に基づき、実施機関が「公表の目的に合わせて必要な事実をまとめて、公表版を作成」し、公表前に専門委員会に審議を依頼して、専門委員会が意見を述べるこ

ととしており、公表版についても調査報告書と同じく専門委員会の意見が反映されている。

- (オ) 本件保有個人情報の会議録は、専門委員会のみでの審議内容で、本件いじめ重大事態の調査に係る学校主体調査組織での議論は分からない。したがって、これら一部の情報だけでは、審議の内容と過程が全て把握できるというものではなく、個々の委員の意見がどのようなものであったか、事案の概要や調査報告書の案の内容のうち何がどこまで検討されたのか等の詳細は明らかにならない。審査請求人がこのような情報を見ても、最終的な調査報告書への理解が深まるとは限らず、かえって、議論が尽くされていないのではないかと、着目すべき事実関係が適切に考慮されなかったのではないかと等の誤解を招き調査報告書の公正さ、客観性に疑いを抱くような受け止め方をすることもある。

したがって、本件非開示部分を開示すると、調査報告書の公正さ、客観性に疑いが生じ、調査報告書に対する信頼を失わせるおそれがある。

また、本件非開示部分を開示すると、審査請求人その他の関係者等が、委員発言や資料の表面的な誤りや表現上の不適切さ等を指摘し、調査報告書の公正さ、客観性について一面的な非難等をするおそれがないとは言えず、そのような事態を避けるために専門委員会の審議において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがある。

そうすると、本件非開示部分のような情報を開示することによって、今後行ういじめ重大事態の調査の公正・中立かつ十分な調査や調査に基づいた適正な調査報告書の作成が行えなくなり、その結果、事案の解決や再発防止に向けた具体的な取組が困難となるなど、専門委員会において、法が目的とするいじめ重大事態の調査の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 当審査会が本件非開示部分を見分したところ、学校主体調査の内容及び手続についての審議並びに学校主体調査組織が作成した調査報告書の案及びその概要をまとめた公表版についての審議における発言が記録されていた。

そのうち別表に示す部分には、審査請求人に既に開示されている事務の流れに係る発言及び議事進行に係る発言並びにこれらを発言した委員の氏名が記録されていた。これらの情報は、開示しても実施機関が主張する上記イ(オ)のような支障が生じるおそれは認められない。

(イ) 次に、本件非開示部分のうち別表を除く部分には、学校主体調査を補うために専門委員会の委員を派遣することについての発言、調査報告書の再発防止策の内容についての発言、審査請求人や関係生徒について具体的に言及した発言等が発言者の氏名とともに逐語的に記録されていた。そこで、これらの逐語的発言の記録及び発言者の氏名について以下検討する。

(ウ) 実施機関の説明するとおり、いじめ重大事態の調査の対象となる当事者は、心身が未だ発達途上の児童生徒である。

そのような当事者に対して、いじめ重大事態の調査の内容や方法、調査報告書の案及びいじめ当事者に係る委員等の具体的な発言の記録を開示した場合、当該当事者が、委員等の発言をどのように感じ、どのように受け止めるかを想定することは非常に困難である。心身が発達途上にある当事者は、精神的に不安定であることも想定され、当事者によっては、発言の一部分に着目して本来の意図とは違う捉え方をすること等により、学校や他の当事者等に対する信頼を失ったり、思い悩んだりすること等も考えられる。

(エ) また、調査報告書では、いじめに係る事実関係が明らかにされ、それがいじめに該当するかどうか判断されるのであるから、当事者が調査結果に大きな関心を持ち、その調査報告書の内容に不満や不信感を抱きやすいという実施機関の説明は首肯できる。そして、いじめ重大事態の調査の内容や方法、調査報告書の案及びいじめ当事者に係る委員等の発言は、上記イ(エ)の実施機関の説明のとおり、本件いじめ重大事態の調査を進め、調査報告書をまとめる過程の重要な一部を担っているといえる。そうすると、それらの発言の逐語的記録を当該当事者に開示した場合、当該当事者は、自らに不利な発言について当該委員を非難したり、何らかの働きかけがなされたりするおそれがあると認められる。

さらに、発言した委員の氏名だけを開示した場合、発言の多寡を捉えて発言の多い委員の意見が調査報告書の結論に結びついたのでないか等の疑いから、同様に委員を非難したり、何らかの働きかけがなされたりするおそれがあると認められる。

(オ) 以上のことから、本件非開示部分のうち別表を除く部分を開示すると、心身が発達途上にある当事者が予想外の受け止め方をして思い悩むことなどを憂慮し、また、報告書の内容に不満のある当事者から非難されることなどを懸念して、今後、委員が自由かつ率直な発言を差し控え、専門委員会において十分に

議論を尽くすことが困難となるおそれがあると認められる。そしてその結果、事案の解決や再発防止に向けた具体的な取組が困難になるなど、いじめ重大事態の調査の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

(カ) よって、本件非開示部分のうち、別表に示す部分は本号に該当しないが、その余の部分は、本号に該当する。

(4) 結論

以上のおり、実施機関が、本件保有個人情報を条例第22条第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 塩入みほも、委員 齋藤宙也

別表 非開示部分のうち開示すべき部分

文書名		該当箇所
平成29年度第6回 横浜市いじめ問題専門委員会 会議録	24頁	15行目から17行目までの全て
		19行目から22行目までの全て
		26行目から29行目までの全て
		32行目から34行目までの全て

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 30 年 12 月 6 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成 31 年 1 月 22 日 (第 323 回 第一部会)	・諮問の報告
平成 31 年 1 月 24 日 (第 243 回 第三部会)	
平成 31 年 1 月 25 日 (第 351 回 第二部会)	
令和 2 年 2 月 25 日 (第 336 回 第一部会)	・審議
令和 2 年 7 月 30 日 (第 339 回 第一部会)	・審議
令和 2 年 8 月 25 日 (第 340 回 第一部会)	・審議
令和 2 年 11 月 30 日 (第 343 回 第一部会)	・審議
令和 2 年 12 月 21 日 (第 344 回 第一部会)	・審議
令和 3 年 1 月 25 日 (第 345 回 第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
令和 3 年 2 月 16 日 (第 346 回 第一部会)	・審議
令和 3 年 3 月 23 日 (第 347 回 第一部会)	・審議
令和 3 年 4 月 22 日 (第 348 回 第一部会)	・審議
令和 3 年 5 月 25 日 (第 349 回 第一部会)	・審議
令和 3 年 6 月 22 日 (第 350 回 第一部会)	・審議
令和 3 年 7 月 27 日 (第 351 回 第一部会)	・審議
令和 3 年 8 月 24 日 (第 352 回 第一部会)	・審議